

## 原案に寄せられた意見の概要及びそれに対する考え方

## ○インクジェットカートリッジ製造業

意見の概要	考え方
<p>1 意見 インクジェットカートリッジは、別表掲載の対象として不適切であるから、本別表から削除すべきである。(事業者)</p> <p>2 理由 インクジェットカートリッジ、レーザープリンタ用トナーカートリッジ、インクリボンその他のプリンタ用の消耗品も、それぞれに互換性はないものの、「およそプリンタに装着して、印刷の用に供する」という点で、インクジェットカートリッジと機能及び効用は同種（少なくとも著しく類似している。）である。</p> <p>したがって、プリンタの構造、印字方式を超えて「およそプリンタによる印刷に供される消耗品」を同一の需要者に代替的に供給され得る「同種の商品」として捉えて一定の事業分野が画定されるべきであり、「インクジェットカートリッジ」のみを取り出して事業分野を画定することは適切ではない。</p> <p>仮に、「インクジェットカートリッジ」のみを一定の事業分野とするとしても、インクジェットプリンタには「サーマル方式」、「ピエゾ方式」などの複数の方式があり、その構造、印字方式等は各メーカーにより異なり、そこで使用されるインクジェットカートリッジの構造や形状も各社特有のものであることから、当然互換性はない。ユーザーにとって、自身が所有するプリンタと異なる印字方式のインクジェットカートリ</p>	<p>インクジェットカートリッジは、需要者からみれば、「インクジェット方式のプリンタ（以下「インクジェットプリンタ」といいます。）に装着して、印刷の用に供する」ものです。したがって、これがインクジェットカートリッジの機能であり、この機能のもたらず満足、経済的効用が需要者にとっての効用であるため、インクジェットカートリッジを一定の事業分野として画定したものです。</p> <p>インクジェットプリンタの構造、印字方式等は各メーカーにより異なり、そこで使用されるインクジェットカートリッジは各メーカー間で互換性はないとしても、インクジェットカートリッジとしての機能及び効用は同じであることから、インクジェットカートリッジが一定の事業分野となります。</p> <p>なお、過去に当委員会が個々のプリンタメーカー用のインクジェットカートリッジ市場を問題としたのは、独占禁止法第2条第9項に規定する不公正な取引方法に該当するかどうかの観点から検討したものです。一方、本件は同法第2条第7項に規定する独占的状態の定義規定のうち事業分野の該当性について「独占的状態の定義規定のうち事業分野に関する考え</p>

意見の概要	考え方
<p>リッジは、何ら満足も経済的効用ももたらさないといえる。</p> <p>これらを踏まえると、異なるメーカー（方式）のプリンタ用に製造されたインクジェットカートリッジは、その機能及び効用において異なると考えるべきである。</p> <p>以上からすると、インクジェットカートリッジについては、それぞれのメーカー（方式）に対応するインクジェットカートリッジごとに別の商品として一定の事業分野を画定すべきである。</p> <p>なお、公正取引委員会がインクカートリッジに関して独占禁止法上の指摘をする場合、過去一貫して「各社用のインクカートリッジ市場」をその検討の対象市場としてきており、今回インクジェットカートリッジをそのメーカー（方式）を区別することなく同種の商品と認識し、インクジェットカートリッジ製造業を一定の事業分野とすることは過去の取扱いとも矛盾する。</p>	<p>方について」に基づいて検討するものです。</p>

○音楽著作権管理業

意見の概要	考え方
<p>1 意見</p> <p>「音楽著作権管理業」は、別表掲載基準を満たさないため、削除すべきである。(事業者)</p> <p>2 理由</p> <p>(1)「音楽著作権管理」役務の需要者と対価</p> <p>「管理委託契約」は、管理を必要とする著作権を有する委託者が受託者(管理事業者)にその管理を委託し、これに基づいて受託者が著作権管理という役務を委託者に供給し、委託者がその対価として受託者に管理手数料を支払うことを内容とする取引(著作権者向け取引)である。他方、これとは別個の取引(利用者向け取引)として、音楽著作物を適法に利用するための許諾を必要とする利用者が管理事業者との間で締結する利用許諾契約が存在する。これは、管理事業者が利用者に利用許諾という役務を供給し、利用者がその対価として受託者に著作物使用料を支払うことを内容とする取引である。</p> <p>したがって、「著作権管理」という役務の需要者は音楽著作物の著作権者であり、その供給額は著作権者が対価として支払う管理手数料の価額をもって算定すべきである。</p>	<p>著作権等管理事業法における「管理委託契約」は、「委託者が受託者に著作権又は著作隣接権(以下『著作権等』という。)を移転し、著作物等の利用の許諾その他の当該著作権等の管理を行わせることを目的とする信託契約」又は「委託者が受託者に著作物等の利用の許諾の取次ぎ又は代理をさせ、併せて当該取次ぎ又は代理に伴う著作権等の管理を行わせることを目的とする委任契約」であって、受託者による著作物等の利用の許諾に際して委託者が使用料の額を決定することとされているもの以外のものをいうとされています(著作権等管理事業法第2条第1項)。</p> <p>上記定義に鑑みると、音楽著作権管理業においては、著作権管理事業者が著作権者との契約に基づいて利用許諾又はその取次ぎ若しくは代理をすることによって利用者から使用料を徴収しており、当該音楽著作権管理業における国内総供給価額は、役務を受ける者(=利用者)が許諾の対価として事業者(=著作権管理事業者)に支払う額(=著作物使用料)とするのが適当と考えられます。</p> <p>そして、当委員会が行った平成24年の国内総供給価額及び事業分野占拠率に関する出荷集中度調査の結果によれば、著作物使用料により計算された音楽著作権管理業の国内総供給価額は950億円を超えています。</p>

意見の概要	考え方
<p>(2) 「同種の役務」とし得る範囲</p> <p>「独占的状态の定義規定のうち事業分野に関する考え方について」によれば、「機能」とは「(役務の) 物的作用・用途」をいい、「効用」とは「(役務の) もたらす満足・経済的効用」を意味するところ、レコードの製作・頒布を業とするレコード会社に対し、録音の利用許諾(「用途」: レコードの適法な製作・頒布を可能にすること。)の代わりに演奏の利用許諾(「用途」: 演奏会や社交場における適法な演奏を可能にすること。)を供給しても、レコードビジネスにおいて音楽著作物を適法に利用することができるという「満足・経済的効用」はもたらされない。</p> <p>このような「機能及び効用」の相違及び需要者にとっての代替性の欠如を無視して、全ての支分権に係る利用許諾を包括的に「同種の役務」とすることはできないと考えられる。</p> <p>なお、公正取引委員会は過去に独占禁止法違反事件に係る具体的な事案において、「我が国の放送等利用に係る管理楽曲の利用許諾分野」という分野を特定しており、これは、「放送等利用に係る利用許諾分野」と他の利用形態に係る利用許諾分野とが「機能及び効用」を異にし、需要者にとっての代替性を欠いていることを認めたものである。</p> <p>具体的な事案において検討する「取引分野」と独占的状态の定義規定において検討する「事業分野」とを異なるものとする合理的な根拠を見いだすことはできず、公正取引委員会の意見の一貫性からしても、全ての利用形態に係る利用許諾を包括的に「同種の役務」とすることはできないと考えられる。</p>	<p>考え方</p> <p>音楽著作権管理は、著作権者からみれば、適法かつ簡易迅速な手続を通じて、多数の利用者からの使用料の分配を受けることを可能とするものであり、利用者からみれば、利用形態に応じ、音楽著作権に係る一の権利や複数の権利を適法かつ簡易迅速な手続を通じて、適正な使用料で音楽著作権を利用することを可能とするものです。このことが音楽著作権管理の機能であり、この適正な使用料で利用することが可能となることによりもたらされる満足、経済的効用が利用者にとっての効用であり、支分権によって異なるものではないと考えます。</p> <p>なお、「同種の役務」は、「独占的状态の定義規定のうち事業分野に関する考え方について」において明らかにしているとおり、「機能及び効用」が同種である役務をいいます。したがって、同一の需要者に代替的に供給されるかどうかという点は「同種の役務」の画定に当たって問題となりません。</p> <p>過去に当委員会が「放送等利用に係る管理楽曲の利用許諾分野」を問題としたのは、独占禁止法第2条第5項に規定する私的独占に該当するかどうかの観点から検討したものです。一方、本件は同法第2条第7項に規定する独占的状态の定義規定のうち事業分野の該当性について「独占的状态の定義規定のうち事業分野に関する考え方について」に基づいて検討するものです。</p>